

循環型社会づくりに向けたごみ処理のあり方を考える会開催要綱

(目的)

第1条 持続可能な社会を目指した先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「(仮称)北九州市循環型社会形成推進基本計画」の策定にあたり、必要な事項について検討を行うため、循環型社会づくりに向けたごみ処理のあり方を考える会(以下、「考える会」という。)を開催する。

(構成員)

第2条 考える会は、廃棄物対策について優れた識見や専門的知識を有する者等で構成する。

2 考える会に座長、副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は考える会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は不在のときは、副座長がその職務を代理する。

(部会)

第3条 考える会は、特定の事項に関して意見交換等を行うため、部会を開催することができる。

2 部会は、意見交換等を行った結果を考える会に報告する。

3 部会は、考える会の構成員及び廃棄物対策に関し学識経験のある者等で構成する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する構成員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は不在のときは、部会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 考える会は、座長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(終了)

第5条 考える会は、(仮称)北九州市循環型社会形成推進基本計画の策定を完了したときをもって終了する。

(責務)

第6条 考える会及び部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 考える会及び部会の庶務は、環境局において掌理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、考える会等の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

1 この要綱は、平成22年9月21日から施行する。